

琉球大学学術リポジトリ

原稿：『植民及植民政策』第十七章 財政政策

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): （植750～783）植750は破れ、劣化著しい 資料形態： B4原稿用紙 キーワード (En): 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38387

矢内原忠雄文庫

史料名	原稿『植民及植民政策』第十七章 財政政策(植750~783)
封筒番号	474
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月21日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

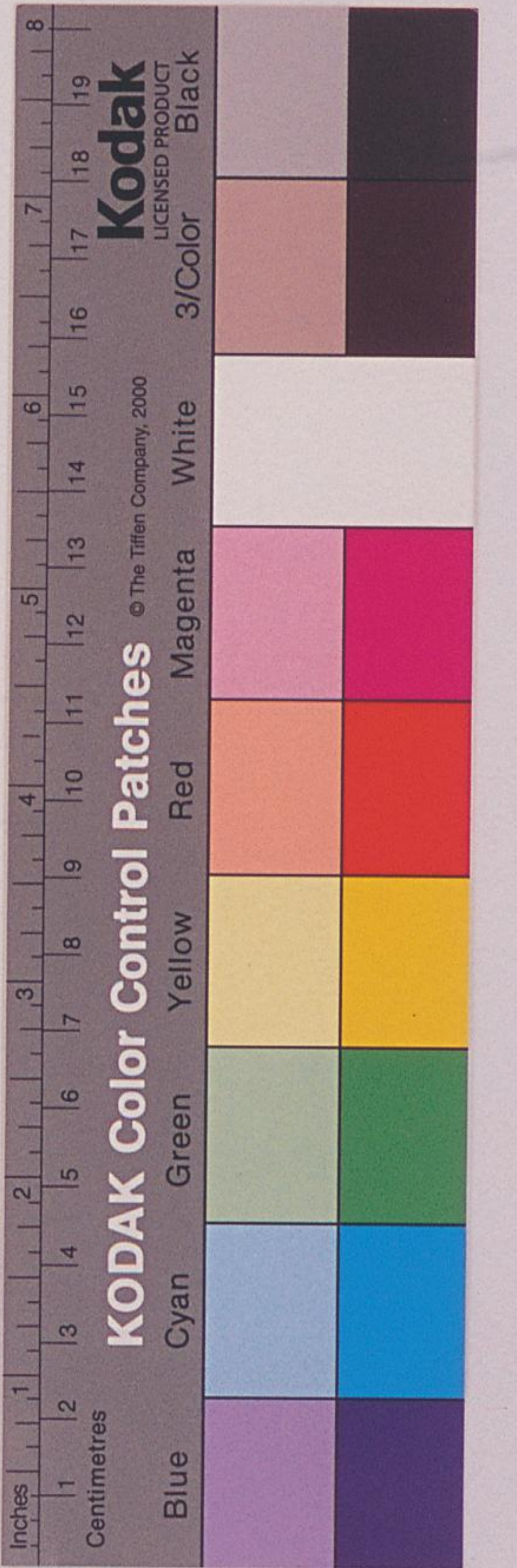
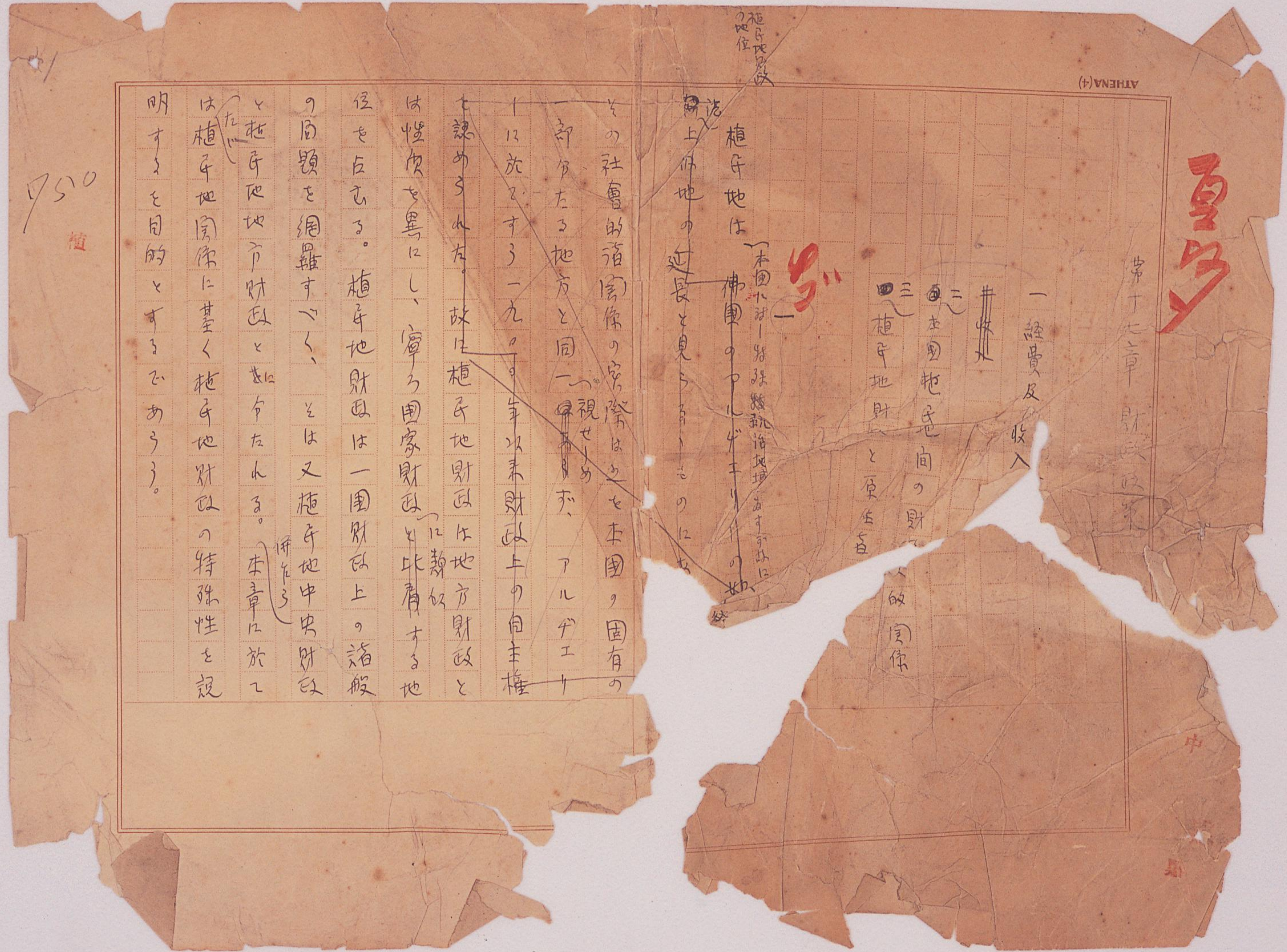
矢内原忠雄文庫

封筒番号：474

史料名	原稿『植民及植民政策』第十七章 財政政策(植750~783)
資料形態	B4原稿用紙
枚数	34
页数	34
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	植民 植750は破れ、劣化著しい 今泉分類記号：Y

説明
ターゲット

この原本
は、破損の
まま撮影し
ます。



植民地
費用

(+) ATHENA

植民地に對する支出の第一の特徴は征服費
買収費叛亂鎮定費等の建國的經費である。佛
國のアルジェリヤ征服は特に巨額を要した。こ
れ有名であり、一八一〇年以來七十年間にそ
の領有に費したる金は四十五億法に達した。¹⁾
独逸は西南アフリカ及び東アフリカの地は
その獲得は強んじ無代償であつたが、有價者
の叛亂を鎮壓するに多量の軍事費を必要
とした。軍事的征服はよくありて、^{成立せ}
植民地にありても、同じく創始的獲得費の

1) Zimmermann, A. Kolonialpolitik, S. 290.

植民地
費用

支出を要する。外國より買収せる植民地、特
許会社より特権を買上ぐる場合は買収
費を要する。又平和的併合の例に
合費として一時金六千四百萬円の支出を要
した。境界測量費も如きも亦植民地建設費に
属する。
次に土地調査費、土地改良費、鉄道敷設費
等植民地建設の基礎たるべき創業的支出^{の必要}
を要する。蓋し植民地の開発とはその自然的發展に
放任するは植民地の背反せざるを得ないから

751
植

社会的施設

政策的にその経済的發展を促進せしむれば
 ちよきを得。このために右の如き基礎的事業の
 國家によりて遂行され若くは補助せられ
 ルニブルには獨逸植民地の経済的開發の
 ために鐵道建設の必要なることを力説し
 政治的及文化的利益は本邦より
 鐵道建設費を回収して餘りあるべし
 更に、斯くうけざる生産的投資を
 かと論じてゐる。

Derburg, B. Koloniale Finanzprobleme. S. 16-20.
 植民地鐵道建設の利益、自國收入の増加、
 土人の生産を奨励する投資の増加、投資奨励、
 固有地價の騰貴、中絶の防止、疫病の防止、教育の普及
 等とあげた。

752 植

國に比すれば少額であらうが、植民地に
 以前より遙かに増加するであらう。且つ経
 済的開發と同一く、社会的施設も亦植民地に
 於ては急務を要する事情に基き、此種の投資
 増加の必要本國に於けるよりも急激である
 には違ひない。併し多額の植民地債の利息と
 償還とを考慮し、斯くの如き経費
 には自費最少数に止まるべし。文化的施設
 等に幾分の投資を投ずれば、その
 利益を得る。

遂行せる植民地
 には、

植民地収入

天賦

(+) AETHNA

土地地下代

官業

次に
 植民地収入の主なものは左の如くである。
 1. 糖(糖)の増産及び貢納。往時西班牙
 葡萄酒等の植民地に於て行けしことありしも
 、現今にありてはその實効に乏しい。
 人王國は莫欲印を政府に對して貢納の義務を
 負担す。
 2. 土地地下代金。かくウエークフイー
 ド法の如き土地高價地下主義の下に於ては、
 土地地下代金は好財源たるを失はせむべきも

、植民地中央税を獎勵するものの廉價を以ては實債
 拂下主税下格申せざるも、多き現作に於ては
 、之れ亦大なる財源を以て得たり。
 3. 官業収入。資本豊富なるが、植民地に
 ありては、鉄道、運河、郵便、電信等の基礎的事業と
 政治的の運営するに必要とする。米國は
 東別々他は悉く、官業を以て、米國は
 の植民地に於ては、米國の官業に
 此の如く、この外朝鮮の管轄、台湾の
 阿里山製材事業の如く、植民地重要産物に關

753 植

1) American Economic Association, Essays in Colonial
 Finance, 1900. ~~比~~ 植民地収入に關して植民地財
 政政策を調査したる結果、~~米國~~ 米國の官業に關しては、
 四項に當る。尚 Denburg, 前出, p. 5-8. 植民地
 新編, p. 192-194. 山本美雄, 植民地研究, p. 469-470
 參照。

754
植

業を開始したが、三十四年六月に五七專賣局
に統一し、^(其後)右の三種の外煙草(三十八年)及び酒
大正十一年に三專賣とされた。樟腦の賣は外
國人よりの利権も収め、及び鹽稅担税の弊害除
去を以て^(其後)月給の爲し、阿片の賣は吸飲漸
禁の目的を有した。阿片吸飲者數は比
較的により減少した。上等煙草の使用
及の價格騰貴の爲り阿片の賣收入は^(其後)財源と
して^(其後)地位を占む。但し大正十年以後は
漸減の傾向にありといふ。^(其後)乾燥した煙草、

4) 台湾事情. 前出. PP. 432-433. 479-480. 阿片煙膏販賣使
報 昭和三十年度 1,539,766円. 昭和八年に 6,947,322円.
十年に 6,001,680円. 十二年に 5,022,803円.

專賣

(+)ATHENA

する事業に——不採算の場合に開つて開拓を仍地位を
政府に任せる場合がある。⁽²⁾官業は主として^(官業上)
^(及)及山嶺の採掘に關し開拓を目的とする。^(其後)
その財政的利息は他種に劣るより進行に
伴ひて漸く生じ来る。^(其後)
4. 專賣。佛領印支那の阿片、酒精飲料
、鹽。其領印支那の^(其後)阿片、酒精飲料
賣の賣は、台湾には、阿片、^(其後)酒精飲料
年三月製菓所に、食塩は同三十二年五月塩
券所に、樟腦は同年八月樟腦局に於て專賣す

2) 阿山嶺採掘事業は始めは政府自營の方針に準じて居たが、
恰も日露戰爭の財政的餘力乏しく、昭和37年以後は採掘組合
經營に經營するに依り、利業的準備を以て昭和41年中止の
止むに至る。由て台湾總督府は採掘組合に補償金百五十万円を
支拂ふ。昭和40年以後官業として事業を進む。台湾總督府、台湾事情
大正十一年版. P. 297.

3) Reinsel, P. Colonial Administration. P. 117以下

人參、本小、天由、製、塩と専賣、其、及、公、塩

(天日、製、塩)と専賣、其、官、公、とする。

租税。植民地は經濟的開發未だ十分ならず、殊に土人は課税に慣れざるもの多きにより、直接税よりも間接税を、間接税については登録税印紙税の如きものよりも關稅、消費税を主とせられ、而して税率は通常本國に於けるよりも軽く、課税標準は簡單なるべく、且つ土人に對しては在來の慣習に従ふ特別

の稅法が用ゐられることあり。例へば、*Land tax* (地租) の如し。

a. 地租。近代のふる地租、賦課の爲めには、先づ土地私有制の確立及び土地調査の完成、即ち旧國に於ける如き土地關係の成立と要

する。故に未開の植民地にはありては地租を有せざるものあり。例へば、旧英領東アフリカに於ける地租は、たゞ市街地に於ける地方

租とて存在せるのみあり。台湾及び朝鮮には、たゞは、地租は、逓進の漸や、漸進せる地

地に於けるのみ通用せるを得ず。台湾及び朝鮮

には、地租は主要なる財源であるが、何れも課税制度の確立及び増徴の前提として土地調査と必要となつた。即ち台湾では明治三十一年

年一、三十七年の土地調査の結果、大租権を

955 植

1) Weber, Friedrich. Die Koloniale Finanzverwaltung 1909. S. 198 ff.

整理し、小租元の専主権を^{確定し}、共に之
 を^{地租}地租納税義務と^{して}確定し、且つ
 田圃甲敷の増加及^{地租率の}改正によりて地租收入
 は調査前^{に比して}の七八〇、〇六一倍より調査後は七
 千、九七五、七七〇円増加^{した}、^{地租賦課と}
 も従来より^一大の四年より^は是より敷地に
 も^{地租}地租課税^の標準^となり、^{地租}地租^の課税^は土^地地^の利益
 と^{して}地租^の標準^となり、^{地租}地租^の課税^は土^地地^の利益
 従来地租納入は^{地租}地租^の課税^は土^地地^の利益
 の二年^に迄^はの^地地^の課税^は土^地地^の利益

土地所有を以て納税義務と爲し、大の三
 年に日経地租令を^{同時に}制定し、^{地租率を}改正し、
 田圃の^{地租}地租^の課税^は土^地地^の利益
 を^{して}市街地^に対^{して}も^地地^の課税^は土^地地^の利益
 に^至つた。而^{して}大の七年^に土地^の調査^の規定^を
 基^き地^の課税^を改^正し、^地地^の課税^は土^地地^の利益
 の^地地^の課税^は土^地地^の利益
 の^地地^の課税^は土^地地^の利益

印度は^地地^の課税^は土^地地^の利益
 印度は^地地^の課税^は土^地地^の利益

956 植

3) 十把を一匁とし、十匁を一匁とし、百匁を一結とし、結は往古の地租
 賦課の基礎と爲せられたるに於て、土地の肥瘠に依り六等に分ち、各
 等の結原数を定む。結は之の結して一定の收穫を生ずべき土地の
 積と表示するに於てある。朝鮮総督府、朝鮮の農業事情、大正十年、
 P.40-41

地租令第三号、台湾地租法、P.110-112.

に東洋を東としと稱せしめらるる
 はれど國家の所有に屬すとの(傳統)に基き、土
 地に対する國家の財政上の賦課は地代たる性
 質を帯ぶるものにして租税にあらずとせしめ
 らる。その賦課額は永久的或は一时的に決
 定せらる。永久的決定によるものはベルガル
 ・アグラ、マドラス等に於て見られ、その課土
 地収入に対する國家の分前は固定のなる類
 である。一时的決定によるものは中央諸州、
 パンガヤブ其他に於けるセミンガリ (Seminhar)

1) Nadia and Joshi. The Wealth of India. p. 279-284.

制度によるもの、及びマドラス、オムベイ、
 ヒルマキの諸州に在する農民土地所有制に
 よるもの ("ryotwari settlements") である。前者
 はセミンガリ(即ち收税請負人)に於て土地
 権を認め地主たる地位を認めらるゝに至りし
 (音)の徴収する地代(内)更に政府に上納を
 命ずるものであつて、一七九三年にはその十
 一分一とほ徴税手数料としてセミンガリに與
 へ、瑞額即ち十一分十(%)政府に徴収したるが、
 此の率は漸次減せられ一八五五年の頃には

8
 797
 植

セミンタリ^の徴収地代の半と上納せしむる程
 度となつた。農民土地所有利交の行はるゝ地
 にありては土地所有権を認めらるる農民
 (land) 地代の半を政府に上納せし
 めらるる以上二種の一時の賦課は二十年
 間二十年に更訂せらるる。斯くの如き賦課
 制は印度の地主及び農民階級に於ける過重
 の負担を減らすにその改正がダット(R.C.
 Dutt)によりて熱心に主張せられたるが、印
 府は更訂による増収の利益を失はざらんが為

めに一時の賦課法を創設し維持し、
 増徴の率は急激なうさるべきこと、
 賦課の率を漸減せしむべきこと、
 地方の必要に於ては賦課の率の軽減を
 許すべしとの方針をとるに止まつた。
 印度の土地収入(Land Revenue)を以て租
 税と見るや地代と見るやによりて、印度農家
 に對する影響は同一でない。若し地代と
 見れば、新築所得は悉く政府に徴収せられ得る
 べし。若し租税と見れば、他の租税に於て
 るの如く、免稅長、累進稅率等の適用を主張し得

1) The Resolution on the Land Revenue Policy
 of the Indian Government. (Narain, B. Source Book
 for the Study of Indian Economics. P. 205以下。
 Reinsch, P. Colonial Administration. P. 125-130)

7518
植

説明
ターゲット

この原本
は、破損の
まま撮影し
ます。

10

759

植

ATHENA (4)

りてあう。印度の識者²⁾之を以て租税方
 の主張するは蓋し当然である。一八七五年印
 度が英國の直轄統治に落ち、³⁾ サール、H、メ
 ン (Sir F. Mearns)、サール、マシット (Sir Lewis Mallet)
 等は法理上印の土地賦税は地代たる性質
 を有せしむべきと主張するも、³⁾ 印の事情
 には、英國政府の一方に於て土地所有利を
 輸入し、³⁾ 他方に於て古代の習慣に基き土
 地に対する賦税を以て地代たる性質を有す
 固執するは、³⁾ 明かに矛盾と云はれ得べきなり。

是は全く財政的收入の目的より出づるもの
 あり。英由直轄統治下り印が、³⁾ 英國の利益
 の要する所に依りて自由貿易の利益を享受せ
 しめ、³⁾ 之による富の増進を以て、³⁾ 賦税
 の賦税と補ふのみならず、³⁾ 土地收入は未だ
 其の財源にあり、二十年乃至三十年毎の
 賦税の更訂は租税たる地租に異なり、³⁾ 賦税
 用とす。³⁾ 亦則ちありて、³⁾ 故に地代に限ら
 れるあり。併し、³⁾ 斯くの如き利は富の増進
 積名激し、³⁾ 且つ土地所有権の移轉が繁なる

2) Wadia and Joshi. 前出. p. 282. Narain. 前出 p. 208.
 3) Narain. 前出. p. 232 以下.

家屋税

通用すべからざるはケブナ一の論せる如く
 である。3) とは却つて土地用途を妨げ計する過
 重の負担である。印度に於ける土地收入課
 南東正の判事は、この不通なるも、改革の实例
 である。

4. 家屋税 台湾の家屋税は、大正十年以来
 税制の戸税及び家屋税(従来戸税と課せられ
 たりし市街地の家屋に對し明治四十二年に判
 定せられたり)は共に大正八年以来、地方税
 と爲された。未開地や地に於ては家屋税小倉

3) Köbner. 辞書. S. 212.

人頭税

税(年貢)は屬々重要なる財源である。之等
 は屬々間接の苛罰強利牛税として比較的高率
 と課せらる。

5. 人頭税 佛領シエラレオン、ガムビア、カ
 ンボウ植民地にはありては徵收容易なる人頭税
 と稱する例多し。例として租税逃避飲車下り
 カには六月以上同一(營業)に當りては
 除き、凡そ毎年買入れたる土人に人頭税を課す
 也。我國の封建統治下に於て南洋群島にありて
 所得税と稱するも、^{大體} 獨逸時代の利を踏襲して

4) Weber. 辞書. S. 167.
 東亞植民地にはありて Hut Tax と有するは Sierra Leone, Gambia,
 Uganda, Nyasaland, Northern Rhodesia, Bechuanaland
 である。
 5) 莫不 Kenya, Burma. 佛領印度支那、マダガスカル其他。旧領領土
 各地に於て。(Reinsch. 辞書. P. 137 以下.)

761 植

762 植

所得税 可設けらるゝが、農業地租を負担する
 可故に之を除外せらるゝ。朝鮮では大正五年
 八月一日以来法人所得税に因りて規定に限り
 之を實施しなご、大正九年に朝鮮所得税令を
 制定し、^{内地所得税法中}法人所得税に依りて法人所得税
 を認めらるゝのみならず、且つ製糖業、鑛山業
 を管する法人は、^{所得税}を免除せらるゝ。台湾にて
 は明治四十三年度始めに法人所得税の予課課
 し、^{大正}大正十年より個人所得に七厘課す
 る。関東州(大正九年)及び樺太(大正十一年)に於

(4) ATHENA

課税を賦課し、^{大正}大正十一年(一九二二年)外
 國規則を改訂し、島民以外の者の人頭税は従来
 二十円均一なりしを五十円以下五円の八等級
 に改め、島民の人は従前は従前通り十円均一と
 あり、^{資産}資産を有する者に対しては二十円迄を
 課することを得るものと為りた。いつか
 六十以上の男子に賦課す。)
 1) 所得税 植子地の経済的發展を相當な
 る程に達したる後では、^{所得税}所得税は完全
 なる實施を見たり。即ちは一八八六年に所

1) 外務省、一九二四年日本帝國委任統治行政年報、P. 27-29。
 2) 大正十年~~税制~~規則を改訂し、島民以外の者の人頭税は
 従来二十円均一なりしを五十円以下五円の八等級に改め、島民に
 対しては従前通り十円均一とする。資産を有する者に対しては
 二十円迄を課すことを得るものと為す。——外務省、一九二四年
 日本帝國委任統治行政年報、P. 27-29。

營業稅

これは法人個人共に課税せらる。
 一、營業稅。營業許可手数料の如きは別として、粗税たる營業稅は産業奨励の理由によりて逕信的差違の不十分なる地方地には施行せられぬ。我國地方地(地方は韓太)に於いては、有するは韓太、日本、台湾及関東等に地方税として存在するのみ。
 (直接税は地方地負担ありて) 財政的責任と自覚せしめ、且つ労働者の利益ありと稱せられるが、逕信的差違の故に地方地にあり

これは逕信的課税を意味し、又徴収の手續に於いては、課税の負担を以て、地方地(地方は韓太)に於いては、有するは韓太、日本、台湾及関東等に地方税として存在するのみ。
 (直接税は地方地負担ありて) 財政的責任と自覚せしめ、且つ労働者の利益ありと稱せられるが、逕信的差違の故に地方地にあり

これは逕信的課税を意味し、又徴収の手續に於いては、課税の負担を以て、地方地(地方は韓太)に於いては、有するは韓太、日本、台湾及関東等に地方税として存在するのみ。
 (直接税は地方地負担ありて) 財政的責任と自覚せしめ、且つ労働者の利益ありと稱せられるが、逕信的差違の故に地方地にあり

これは逕信的課税を意味し、又徴収の手續に於いては、課税の負担を以て、地方地(地方は韓太)に於いては、有するは韓太、日本、台湾及関東等に地方税として存在するのみ。
 (直接税は地方地負担ありて) 財政的責任と自覚せしめ、且つ労働者の利益ありと稱せられるが、逕信的差違の故に地方地にあり

70^a
 植

せざる、いすね一の租税のあり、且つ重要なる
 一 穀物と矢ふを得ずる理由によつて之を拒
 絶した。然るに米の税率は日本より一
 倍半倍に他は理税(の税率)食糧消費の減退を求む
 しめぬに國民保健上有害なる程に達した。其
 事案によつて、
 一九〇三年にはその減税の餘儀なくせ
 るた。朝鮮に於ては昭和十二年に酒税及
 小煙草税を没せしむるに、土水朝鮮に於ける
 同様の知夫のありた。酒税は地税に於て
 有力なる財源である。台湾にも昭和十四年に

1) Reinsch 前出 P.113-114
 2) 大正八年独立運動の後、朝鮮人官吏及び代表者等につき施政に
 関する感想を集め、人民苦痛とする事項の一として税金賦課あり、
 各地税等には別に苦痛を感ぜられたりも日常生活に必要なる酒
 煙草に迄課税せられ又自家用家畜の屠殺にも税金を徴せられたる
 の習慣に反し若く苦痛を感ぜたりといふ事があった。

税の酒造税を起した(後面)賣となつた。
 尚、台湾に於ては内地。砂糖消費税法、
 物消費税法、樟木に於ては砂糖消費税法、
 行せられ、朝鮮に於ては内地。同一税率の砂
 糖消費税を大正八年に設けられた。之等は
 内地税率の、内税若由区域たる關係上、内地
 糖業保護の極まり均等に賦課せらるゝこと。
 二あるが、自度に於て昭和十四年砂糖消費
 税を増徴せしむるに、^{ハ米の増産の初期に於て}台湾糖業保護の必
 要上、^{右手に酒税を課し左手に}酒税を課し、^{高税率を課し}高税率を課し、^{米の増産の初期に於て}米の増産の初期に於て

764
植

得るもの状態であつた。

果、國稅。土人可課税に慣れたる植民地に
ありては國稅は徴収容易なるの理に由りて國
境中消費稅より高騰せしむる。併し
その消費的用途が貿易増進を齎す故に輸入
に及ぶ處大なる植民地に於ては輸入稅は付率
大なるにあり。米子經濟協会の植民地特
政原則の一として主張せられたる。幾ば此の
理由は往々にして植民地に対する輸入國の利
益を乞ふに、植民地自身の財政的利益及び

1) Girault, A. Principes de Colonisation et de
Législation Coloniale. Tome II. P. 749.

産業保護と犠牲にせしむる虞あり。然るに
も費用も多し、虞あることには注意すべきであ
る。次に輸出稅は國境に於ては存在せざれど
も輸出の特産物を有し且つ賦課金一を植民地
に於ては之を官施を是認せらる。米國及日本²⁾
の植民地
は輸出稅を存置しなれば、他の歐洲諸國の植
民地は尚本³⁾の利を有す。その目的は特殊產
業保護、富源保護の外、特許財源收入の莫に
ありて多し。例へば、印度、暹羅、東アフリカに

2) U.S. Tariff Commission. Colonial Tariff Policy. P. 50-51.
2) 例へばは明治29年以來内地に同一の關稅法を通用せし。同32年内
地にて輸出稅の廢止せられたる後、日清輸出稅は存続するも、明治
33年に至り製糖、茶、穀類、蠶絲の爲め漸く廢止せられた。糖類に
て輸出稅は1954年大正八年に到り全廢せられた。

取入は輸入税より輸出税の赤字
 台湾に於ても明治二十七年迄に内地と同様の
 貨物法と適用した所、三十二年内地に輸出
 税の廢止するに及ぶ後、台湾に於て尚有效に
 存続するものとせしむ。明治四十三年に至り
 臺灣茶葉改良擴張のため漸く廢止せしむ。
 朝鮮に於ても昭和八年に輸出税を廢止した。
 植字地は地元の國稅制を以てまづは前章に
 就けしと述べては。

5. 公債、借入金。植字地に於ける經濟的

公債借入

事業費は概ね公債に依りて充てられ、植字地
 に於ては歲入よりきに拘らず幣制整理、土地
 調査、鉄道、築港、華僑の開發の基本的支出
 を要するに非ざらざる。故に、勢の財源は
 公債に依りて充てられ、而して生産的事業の
 爲めにする公債は必ずしも立を避くべきにあ
 らず。本國も台湾も公債法(明治三十三年)
 朝鮮も公債法(明治四十四年)はこの目的の爲
 めに制定せしむ。但し朝鮮に於ては十八年
 の制度革新後文化施設擴張の急務に並ぶ。

17
 700

ため医院、警察官署及監獄設備等の擴張に費
 費と山公債を^(A)辦するに至つた。我國には大
 正八と三月事業公債を發行會計法によりて植
 民地公債を本國の統一整理する事となつたが
 、植民地自ら公債を募集する事になつたは
 (例)は(英國)、本國の之を引受け又は保証する
 植民地の公債は借入金に關し植民地銀行の
 借入は地價にありて便宜とせられたり。

1) 既經總務府 地政年報 大正十一年 P.117.
 2) 自傳銀行二十年誌 P.114-116 — Bank of Chosen,
 Economic History of Chosen. P. 213-215.

6. 補助金。植民地の収入が支出を被ふに足らざれば本國は之に補助金を交
 付せなければならぬ。之による本國の負擔は往々にして甚だ重くなる。故に少
 くとも植民地が財政的に自立するの域に達することをいづれの植民國も願ふの
 である。わが國植民地中財政的に独立せるは台湾のみで
 ある。^(B)臺灣(明治四十二年度まで、總額三七、四八八、七五九圓の國庫補助金を受く
 るの豫定計畫であつたが、實際は明治三十八年度より、補助實額三〇、四八八、
 六九一圓を以て、臺灣の財政は獨立し、明治四十二年度以降關稅收入^(C)本國
 の一半を、大正二年に於ては砂糖消費税の
 一半と、同三年度以降は内地に於て消費する
 砂糖に課する消費税の全部を、一般會計に課入
 するに至つた。臺灣は明治四十四年度(年款一
 二、三五〇、〇〇〇圓)以降補充金を受けなかつた、財
 政的自立の戸計に基き大正十一年より五と稱す

707 植

子に及つた。是より同年八月の判を改革によ
 り警察利金の充實、文化政治の實施に努めし
 經費膨張し再び一般會計の補助と受くるに上
 った。大正十五年の豫算に於ける補助金は
 額一千万円、樺太六千万円、関東州三
 千万円、南洋群島八千万円、計二千万四
 千万円あり。旧年度補助金の増減はト
 ーとを際
 と何れも巨額の補助金を要した。併せて
 更に増額の直接と共には補助金歳入を増加し
 補助金の必要と減額との形勢にあった。斯
 くの

1) 大正十五年の補助金別科別計は概算一億八千八百
 九千九百七十七万七千四百円、樺太一億七千八百一
 万四千八百八十七万七千四百円、関東州一億四千
 八百万七千四百円、南洋一億三千七百七十四万七
 千四百円、計三億一千万七千四百円である。此の
 補助金は概算の金額に比し、(延計)三億一千万七
 千四百円(延計)三億一千万七千四百円(延計)三億一
 千万七千四百円である。

如き財政状態の補助金にその財政的状態は
 表の如し。之を眼中に置くと、デフレン
 への補助金削減政策の確固たること、又他
 方に於ては、^{補助金}補助金削減政策の確固たること、^{補助金}又他
 当然なることとが明瞭に解せらるゝであらう。

会計年度	補助金歳入	補助金支出
大正十四年	1,781,137,740	1,781,137,740
大正十五年	310,747,740	310,747,740

79-
 704
 値

地表の註=付

前記
補外中組出中

709
植

2) Weber. 前出 S. 339-340.

(会計年度)		1906	1907	1908	1909
東アフリカ	地産地蔵入	4,657,581 ^M	5,058,930	5,803,738	7,237,971
	本國補助金	5,968,067	6,260,844	4,729,303	3,576,804
カメルーン	地産地蔵入	2,372,900	3,053,700	3,830,100	4,400,000
	本國補助金	2,585,845	3,104,354	2,780,139	2,292,107
トーゴ	地産地蔵入	1,831,036	2,073,340	2,070,060	2,244,490
	本國補助金	-	-	-	90,000
西南アフリカ	地産地蔵入	1,823,800	3,616,450	4,904,000	7,078,050
	本國補助金	90,389,115	73,855,450	43,663,271	18,593,338
新ギニア	地産地蔵入	335,297	361,300	381,900	744,000
	本國補助金	1,158,963	1,153,925	1,141,569	1,066,835
カメルーン ニジェール マニヤル	地産地蔵入	132,815	139,141	175,171	1,577,275
	本國補助金	507,550	325,300	383,369	-
ガブーン	地産地蔵入	485,949	555,753	560,100	607,700
	本國補助金	232,731	179,844	144,482	-
アフリカ	地産地蔵入	1,048,000	1,542,700	1,725,800	3,562,597
	本國補助金	13,150,000	11,735,500	10,601,600	8,987,000

本國に於ける
植民地の
財政の
他
ATHENA
(+)

21

二行分

植民地 の本國に於ける 財政の 價值に當し、 實効が 植民地所有の利

益の大半を 本國に納する こと、本國に於ける 財政に於ては

植民地より 本國に 納する 利益を 生ずるもの の多き

とは、既に スミスは より 指摘 せられたる 事

である チンメルマンは 植民地 の 財政は 本國

の 如く 要約 した 曰く、

1) Smith, A.: Wealth of Nations, Vol. II, p. 74.

「植民地が本國に對し長期に亘りてかなり著しき歳入を與へたのはたゞ僅なる場合あるのみ。本國が一時的でも利得を納め得た例は更に稀である。スペインの凡ての大植民地中、メキシコとキューバのみ、ポルトガル植民地ではブラジル、英領では東印度、蘭領ではジャバのみが、本國々庫を富ませた。之等の場合でもその利益の繼續的であつたのはたゞ東印度とブラジルと、及び多分メキシコに於てのみであつた。上述せる植民地のうちの他のものに就ては、本國は莫大なる犠牲を負担し、ために一時の利益も再びはき出してしまはねばならなかつた。ブラジルとメキシコに於ては豊富なる鑛産が當時本國をして之等の植民地より莫大なる収入を得るを得せしめ、又東印度に於ては數多き、生活程度の低き人々が甚だ多くの租税を負担し、之によつて年々の莫大なる歳入超過を可能ならしめたのであるが、然し 責任 が自己に關係

あり 政治に對し 莫大なる 負担 を持つに至れば、その 結果 として 植民地 にも 一定 の自治権を認めざるを得ざる の故に 本國に對する 負担 に 是れ 即

21

770 植

III

より及壽のあつた。その意思に反抗して彼等
 を強制することには常に節操を生み或は独立に
 揮毫を興へた。立憲の経路によりて今日には
 我々政策の目的は植民地より財政上の地金を
 得んとするにあらずありて植民地より一途連続的
 に本國の補給を受くることなく、自己の財源
 により能く限り完全なる發展を成さしめんと
 するにあること。即ち財政的負担を得る能はず
 、せめて^{五に於ける補助}補助を^{五に於ける補助}其からしめんとす
 るのが近世の植民地財政の^{に期待するもの}ありである。
 此の^{に期待するもの}ありである。

1) Zimmermann, A. Kolonialpolitik, S. 296-297

植民地
本國の監督

由かある。植民地は本國税と外國と視せられ
 其の租税政策上^{本國の監督}外國と同一視せられ、尤も
 重複課税の件に關しては内國と見らる。2) 其
 く嚴格になくとも、行はる國の植民地も亦々
 別個の政策を有することの通常あり。但し
 上に於ては本國職員の監督^植は各國制に
 よりて著しき差別がある。他逸植民地の財政
 概は皇帝の保護權 (Schutzgewalt) に包括せら
 れ、従つてその政策は他逸帝國政策に包合せ
 らる。然るに他逸帝國協定を要せざるものと

2) Weber, 前出, S. 156

22

971
植

一ハト一ノヤノ ^{準備} 分属主教 ^(systeme des rattachements)
 に基きアルヤエリ一除業は右右右除業に
 属し、即ち金金を國除業の一部として右國
 令の決する事となつた。然るに其の如き同
 除業は他々の特殊性に適合せざるに於て、
 一入。〇。〇。年。の法律によりしアルヤエリ
 政の自主権を認め、^{軍費を除き他の一般経費はアルヤエリ}
 改業當局 (Délégation financière) 及び高等行政評
 議局 (Conseil supérieur de gouvernement) の議を強
 決せざるも其と定められた。

1) 軍費(但し憲兵を除く)、
 1901年一月一日以前に用進せ
 る鉄道に対する補償の
 補助費、及び官吏年金の半
 支は日本國の負担となす

2) Mérignac, A. Traité de Législation et d'Économie
 Coloniales. p. 687以下. Girault. 著.

本國委任
 地。の。特
 殊。分。担

英國のトミニニスは、^{委任} 財政的自主権
 を有する。と申すは、又その直轄地
 の除業當局は監督局の評議局の決する事
 本國當局に附議せしめらる。い
 日本は右地は特別会計を有す。併
 此は一般会計に對して特別に計上せし
 意味に過ぎず。いづれも本國除業の一
 本國當局の決する事である。
 本國地は自ら運送人の本國地は
 以上述べたる如く、本國地は
 特別に計上せしめらる。併

3) Regulations for His Majesty's Colonial Service. CH.V.
 825.

773

他種土地課税は若くは土地課税の負担と
 力すべし。植民地限りは、経費、即ち植
 民地に能行する行政費、教育保健費、警察
 費、地方の軍事費等は之を植民地の負担とす
 る。之に反して本國に能行する植民地行政中
 央機關の経費、帝國の国防費、一般地價の課
 税及び征服費等の負担は植民地建設
 費 (Joint cost of acquisition) として本國に
 あり。若し一般的課税は之を植民地の負担とす

之は、建設的課税は植民地負担、国防は植
 民地の建設に待つて然る後始りて負すべし
 加減あり。但し植民地の財力貧弱なると、
 日本國より補助金を受けしを得、
 反之植民地の財力にして許せば帝國的課税の
 負担を為すべし。佛國は前出の如く軍費、
 費は本國負担とす。日本も亦、英國の海
 軍費其他防備軍費は本國の負担とす
 べし。英吉利植民地には亦、國庫への納付金
 と負担し、トミニナは包島の海軍を有す

45
 774

26

995 植

本と担税
長判の延

費は之を本國負担に移し、又生産目的を有す
 の継続的臨時費は公債借入金によらば、且
 つ文化的施設の一部は漸次植民地地方自治体
 内に負担せしめ、かくして植民地の財政的負担
 を軽減しその自治性も増進の到来を促進せ
 んとするものありた。²⁾

植民地は別個の豫算を有するのみならず、
 担税体系も漸次財政的自立に近づき、
 本國と同様のものを得る。植民地の特殊事情
 の之を要する。但し植民地の経済的發展が

2) Dernburg, B. Koloniale Finanzprobleme.
 Weber, F. Die Koloniale Finanzverwaltung
 S. 363-365.

(4) ATHENA

26

船成は金銀と本國軍費中に算入する。印度に軍
 費は自己の防備費のみならず、帝國的目的の
 ために印外に使用せらるる。印外軍費を
 し負担した。他は最良なる植民地豫算独立
 の主要はより軍費をせしむ。植民地の負担と
 せらるるは未開の植民地には少く、³⁾ 財政的負担
 と若りその便宜的發展を妨ぐるものありた。
 0. デルンブルヒの植民地財政改革意見なるも
 9は軍費、中央行政費、本國國庫の創設維持

1) スーダン、セルマ、アフガニスタン等征服のために遂行せし
 めらるる印外軍費。

有価者に
課す財収
別表

本國に依りては、日本が如き本國
財政法を以て施行せんとす
るの因に立派な財収を得る。

三 二行方

植地は従ては、本國と財政制を異
にするのみならず、植地所有者と植地者
に對し別個の財政法を適用することあり
。左とへば、アルルエーのPUP人税
(Impôts mutes) の如きは、有価者の均
等尊重の意味に之を置せり。蓋し、
植地所有の均等尊重の意義あり。

と同等者たる有価者の財産若くは所得は、
前者と若く異ならずともあるべし。P
フリカの旧殖民地植地は、土人酋長
に在るの課税を認め、又政人と土人とに
りて課税制を異にして成る。

有価者に
課す財収
別表

植

植地は、植地は、有価者たる知らるる軍事的
経済的社会的要請を伴ひ、しかも本國は
なすべく、植地の財政的負担を期待するが故
に、有価者に對して別なる租税を賦課せり
。又は税率が引上り、は、植地の常にある

27

28

土地の増加するに及ぶれば、
 耕作する土地の地價の暴落の
 弊あり。而して、
 的強制的なる^(別紙)負担は、
 の壓迫たるを^(別紙)保一^(別紙)とい。植民者の生
 産に對する「地主の分前は適率に止る」
 といへども、^(別紙)負担に對しては、
 土地のより増加するに普通である。
 植民地産業振興の必要あり。又、
 植民地と他國の交通の便を^(別紙)

Smith, A. Wealth of Nations, Vol II, p. 67.

課税制の下の過かき、
 月如き^(別紙)土地の耕作の
 例は、^(別紙)農家の公課負担と計算し、
 年々農家一戸の負担十一田二十石、
 と、^(別紙)にありて、
 と謂ふべし。と、^(別紙)は、
 いふ^(別紙)か。内地農家に比して、
 といふ意味を有す。富の積るの
 あり。

2) 朝鮮總督府、朝鮮の農業事情、p. 47.

997 植

先づ接續を以て良好の財産と爲すといふは、
 原住者に対する間接税の負担状態を改善せし
 めざるを得ない。殊に間接税の増課が至極新規な
 る場合には原住者に対する負担は一層重く感
 ぜられる所あり。然るに人は地税に對し
 之は特に甚し痛と感ぜざりして、日常品たる酒
 煙草に遠く税をせしむるは永年習慣に反し
 著しく苦痛に感ぜらるゝ所あり。
 植民地の経済的發展に伴ひ租税の増徴
 漸く多くなつて来る。併し植民地の経済的發展

は必ずしも原住者の富を増進せしめず、
 殊に植民地の生活は是れは貿易の数字の増加を
 見て直ちに原住者増税力の増加と判断しては
 あり得ない。多くの場合に於ては課税の増加は原
 住者の経済力の増加に追隨せず却つて之より
 先んじて、爲めに原住者の経済的生活を脅かす

植民地に於ける経費支出の増大は、
 尤も重要な關係を有す。植民地行政の文
 化的發展の施設其他一切の経費が主として植

植民地
 行政の
 経費の
 増大

778
 植

利益は本國に
 持ち去られる。

779

左い普通教育に因する経費の十内他人と朝鮮
 人と差別の負担を為す。即ち朝鮮人の教育は
 学校費、内地人の教育は学校組合の支持す
 所とせしむ。前者は朝鮮人の、或は後者は内地人
 のみを負担す。朝鮮人は個人所得税を有せ
 ず、^{土地}作^業は其の果内地人の普通教育に
 朝鮮人のものは^{普通}し、人口数に比し^優る
 の設備を有して居る。かゝる^諸府の^補助
 印度の農民は地税及増税に於て重き負担とな
 る。

兵者の利益に拘するや、有償者の利益に拘す
 るやは、有償者にとりて重大の關係を有する
 こと。ローレルはアールがエリーに於ける歐洲人と
 土人との負担^の格差を論じ、^租税^費は各々^の半を
 負担する程なるも収入の大部分は歐洲人の
 利益の爲めに費消せらるゝの故に、比肩に不
 公平の存するを^力す。朝鮮に於ては内地人
 朝鮮人共に内税の課税利益の下に立つも、内地
 人は朝鮮人の條例の多數あり、^租税^費は内地人の
 の不部分は朝鮮人に帰するものと考へせらる。

1) Girault, A. Principes. Tome II. P. 461.

780 値

何れにても直接に印本人の利益に帰属せ
 る支の支出である。カーライルは印度上
 リモニエークスロップを重しとす。左外、英國
 西側家カークライルより印交を重しとす
 こと、誠は故ありである。
 土地の地租は専らその地中利益に
 どの程度ありは地租執行せざるべく、在田
 の利益の増大に執行せざるべからずとす。かの米
 田運送の協会の財政十二原則の第一に第一の
 人道主義的文化教育を標榜する近世地主

度内は概して教育及び教育施設の保護奨励
 せられ、英國の印領有に百数十年、直轄
 以後は概して五十年に亘り印領有人口の
 約一割しか護衛するの勢力を有するものとし
 といふ。斯くの如き無知無能の印領農民の負
 担せよ歳入のうち、新交内に於て支出せよ
 、経費は約七割、他三割は英國内に支出
 せよ。又は或は嘗て印領に在任せる官吏軍
 人の恩給にあらず、或は帝國の軍事費の一部
 にあらず、或は公債の償還或は利息にあらず

1) Wadia and Joshi. 前出 P.299.
 2) 印度歳入 131,117,000 磅中、印度内歳入 129,229,000 磅
 英國内へ支出せよ、その 1,888,000 磅。印度歳入 130,879,000
 磅中、印度内へ支出せよ、その ~~100,161,000~~ 100,161,000 磅。英國内へ支
 出せよ、その 30,718,000 磅。(1924年公算案)

清華協会の財政十二原則の第一

新
河平 ありては 産業的若くは文化的施
設といふ自身は功用大なるものありてあるか、施設
の緩急及び規模は社会の程度に過度にかけ
はなるといふ。 密仕なる大道は ^{高率} 吸引の ^{少い} 行はれぬ

荒野につくす水、或は單に和事の別荘に達す
る便宜の爲めに ~~つくす~~ つくす ~~を~~ せしむる
。 立派なる橋梁は通行人の甚い益處に架せし
む。 或は單に附近の宮殿よりの眺望を ^{飾る} 爲む
爲めに架せしむる ²⁾ べきではない。 地方饑乏 ²⁾ 首
府を飾り、茅屋の村坊に殿堂の如き ²⁾ 装束
築すとも、之れ何の文化 ²⁾ 施設 ²⁾ 也。 國家の富栄
の爲めに地位名を ²⁾ 一 ²⁾ 食 ²⁾ 一 ²⁾ 加 ²⁾ 一 ²⁾ 入 ²⁾ 一 ²⁾ 分 ²⁾ ぬ。
各托自肥の財政はまゝその托自肥の利益、
その利益の爲めに執行せしむべく、本國の利

托自肥の
主権

32

781

益の爲めに行はるべきにあらずしとは、かゝる集團

2) Smith, A. Wealth of Nations. Vol. II. P. 216.

國は此の原則と文字通りには、或は本國植民
 地の開拓積蓄在蓄案を形式に於て宣言し、
 植民地の財政的控管を唱へざるの必要ありと
 清國協會の財政十二原則の第一條に於て著し
 あり、併し實に植民地の利益を主とする
 財政を行はんとせば、植民地自身財政の自主
 的決定権を行使せしむべしと得るべし。小
 植民士は英國ドミニオン等の如く西との距離
 遠く面積大なる植民地は本國と相對して愈
 的なる自主的自治の獲得を欲し、又之日本の
 植民地の如く本國との距離近く且つ面積大なる

少くとも法定に於て植民地の
 參事と許さ
 由は天の
 命

782 植

なるものは本國の一部として同化せざるべ
 地方的自治を與へざるべきものと論ずるべ
 は距離又は面積の如き機械的標準によりて決
 せざるべきことではなからば、寧ろ其の如きは後
 の条件を告げずればと尚且つ自主的状態を欲
 して止まらざらん。故に寧ろ集團意識の同化
 程度如何を標準とするべきである。尤も植民地
 住民の自主的財政権の行使に相當するにあらずば
 水は、植民地特殊に居住者の利益を主とする
 の保障を得ないであらう。我國植民地の如き

1) 小林五三郎、植民地財政論、大正二年、pp. 299-300, 306-307.

名は特別会計を有するもの、租税の賦課徴収に
 関し経費の支出に於て本邦政府の専断する事
 により、租税地位の意思を参考せしめられ
 ない。之によつて融和共栄の視、口頭語に
 なるべき所あり。

34

植



E N D

REEL No. A-009

琉球大学